

Ⅷ 2024 真岡市立中村中学校部活動運営規程

1 活動の方針と目的

(1) 方針

- ①共通の種目や分野に興味、関心をもった生徒が、学年、学級の枠をこえて集まり、自発的、自主的に行う活動で、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。
- ②社会教育関係団体（クラブチーム、塾、道場、各種教室など）と連携し、生徒一人ひとりの個性の伸長を図る。
- ③部活動の「地域移行」を視野に入れた体制の構築が求められていることに留意する。

(2) 目的

- ①生涯にわたって、スポーツ活動や文化活動に親しむ態度を育てる。
- ②個性を伸ばすとともに、体力の向上や生活をより豊かにしていく態度を育てる。
- ③生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を高め、望ましい人間関係を育む。

2 運営組織

(1) 部活動主任

部活動の円滑な運営を目的として、校務分掌に「部活動主任」を置く。

(2) 部活動顧問会議

- ①部活動の顧問（副顧問）をもって構成し、運営についての具体的な課題等について協議する。
- ②部活動主任は、必要に応じて顧問を招集し、議長を務める。

(3) 顧問（副顧問）と外部コーチ部活動指導員

- ①全教職員による協力体制のもと指導を行うが、地域連携と開かれた部活動運営を目指す。
- ②技術的な指導を目的とした外部コーチや臨時コーチは、部活動顧問会議、協力会の了承を得て校長が承認する。通年の外部コーチについては、年度初めに市教育委員会に届けをする。
- ③部活動指導員は、年度末に市教委へ申請する。現在は、各校1名となっている。

(4) 部活動協力会

- ①所属する生徒の保護者をもって必要に応じて構成し、部活動の支援をする。ただし、保護者による送迎負担や経済的負担が大きくなならないよう十分に配慮する。部活動の性格上、協力会を組織しない場合もある。
- ②毎年総会を開き、協力会員相互の連携を図る。会の役員、会計は保護者とする。
- ③協力会費を徴収する場合、協力会毎に規定等を作成し、厳正に執行する。決算等については年度毎に総会にて会員の承認を得る。総会資料は、毎回一部校長に提出する。
- ④遠方での練習試合の送迎は、営業バスを利用する。近距離等で、やむを得ず保護者の自家用車で送迎を行う場合には、必ず保護者の同意を得る。*生徒を乗り合わせる場合は、5(4)とする。
- ⑤顧問（外部コーチ）は金銭、飲食物、ユニフォーム等の提供を受けない。

3 運営

(1) 安全管理

危機管理マニュアル《部活動》参照

(2) 部活動の設置

- ①部活動顧問会議で協議し校長が決定する。その際、生徒数や教職員を考慮し、生徒のニーズに対応できるよう活動機会の創出に配慮する。アート部やパソコン&国際理解部については、広い意味で捉え、多様な内容を盛り込む。
- ②中体連主催の陸上競技大会、駅伝競走大会、合唱コンクールへの参加は、保護者の承諾のもと希望する生徒による特設部活動を設置し活動する。

(3) 顧問

年度初めの部活動顧問会議で協議し、教職員本人の意思を尊重しながら校長が決定する。

(4) 入部

生徒の自発性（保護者の同意）により、所定の手続きを経て入部する。

(5) 在籍期間と引退後の練習

同一部3か年を推奨する。変更する場合は、生徒、保護者と協議の上、所定の手続きを経て所属変更をすることができる。引退後の3年生が進路決定後に活動を希望する場合は、「活動希望願」を提出し校長の許可を得る。

(6) 退部

事情により継続困難な生徒や指導が困難な生徒は、保護者、顧問と協議の上、所定の手続きを経て退部することができる。

(7) 指導計画

部活動主任は、本規程に基づき指導計画を作成する。（学校経営概要掲載）

(8) 活動計画と活動実績

①顧問は、年間・月活動計画（朝練を含む）を統一された様式で作成し、校長に提出する。

②活動計画・活動実績は適宜HPで公開する。

(9) 運営に関わる経費

活動に関わる経費（部費）は、生徒会費等から支出する。顧問は部費出納簿を作成し、年度末に決済を受ける。

* 関東以上の大会で、市費で賄われない分は学校後援活動費から支出する。

* 顧問の審判講習会等への経費等は、その性格や内容等を考慮し、校長と相談の上対応する。

(10) 活動に関すること

①教育課程の妨げにならないようにする。

②顧問が不在の場合は、活動しない。

③運営する上で規定を越える範囲については、その旨を簡潔に校長に伝え、判断を仰ぎ決定に従う。

(11) 部活動・特設部活動以外の活動

常設部活動や特設部活動で対応ができない中体連主催の大会出場（引率）は、生徒、保護者の意向を尊重しながら柔軟に対応する。

4 休養日と練習時間

(1) 定期テスト前

3日前から活動を休止する。月曜日にテストを実施する場合は、土曜日半日と日曜日を休止とする。その他必要な場合は経営委員会で協議し、校長が決定する。

(2) 休養日

①盆（8/13～/16）、年末年始（12/29～1/3）、毎月第3日曜日は活動を休止する。

* 6 その他（3）参照。郡内市町教委連名による特例あり。

②水曜日を休止日とする。学校運営上必要な場合は、協議を経て事前に他の曜日と振り替える。

③週内の休日のうち1日以上を休養日とする。中体連主催の大会で、規程通りに休養日が確保できない場合には、校長（教頭）と協議し決定する。

* 週（月）内合算で、休養日数を予め決定する。

④学校行事等の振替休日は、休養日とする。

⑤上記②、③は長期休業も同じ扱いとする。

⑥学校閉庁日は、休養日とする。

(3) 練習時間

①平日は、1日の練習時間を2時間以内とする。（朝練も含む）

・日課表の完全下校時刻を厳守する。

②休日は、1日の練習時間を3時間以内とする。

- ③休日に練習試合を実施する場合は、週あたりの活動時間が規定の時間（16 時間未満）を超えないように計画する。
- ④朝練は授業日に限定し、年間 100 日以内とする。
- ・練習時間は、7:00～7:40 とする。7:00 前の生徒の登校は厳禁とする。
 - ・顧問（副顧問）は、明確な計画を作成する。（事前に生徒、保護者に周知する。HP 掲載。）
- ⑤上記②、③は長期休業も同じ扱いとする。

5 大会・練習試合

- (1) 練習試合は、県内で行うこととする。県外の場合は、校長（教頭）と協議し決定する。
- (2) 中体連主催以外の大会参加は、年度当初に計画し周知する。
- *年間参加大会数は、中体連主催を除き 10 を限度とする。
- (3) 複数の顧問で引率、指導にあたる。
- (4) 会場への移動手段として、レンタカー（白ナンバー）を使用することや保護者（協力会）自家用車の乗り合わせは厳禁とする。
- *協力会内で、会員全員の同意と規約、保険加入（個人の保険以外）の事実が認められる場合は除く。
- (5) 練習試合に係る保護者の負担（現地集合・開催時の送迎等）を軽減するよう配慮し、部員全てが目的を達成できるようにする。
- (6) 顧問による生徒の送迎は厳禁とする。

6 その他

- (1) 校長（教頭）は、全教職員と協力しながら本運営規程に基づいた部活動運営を監督し、改善が必要な部活動に対しては是正のための明確な指導を行う。
- (2) 公式大会（総体、新人）以外の場合、地域行事には生徒を優先して参加させる。
- *中村夏祭り、もおかの夏祭り、交通安全パレードなど
- (3) 郡内市町教委連名で、第 3 日曜日の部活動について次の指示があった。（令和 2 年 2 月 14 日）
- ①第 3 日曜日（家庭の日）における例外
- ・県及び芳賀郡市の中学校体育連盟主催の大会
 - ・県及び芳賀郡市の体育協会主催の大会
 - ・市町体育協会主催のスポーツ事業（各種スポーツ教室等）
 - ・吹奏楽部においての市町及び地域の行事等への参加
- *上記のほか、雨天等で大会が延期になった場合や大会を勝ち上がった場合
- ②市教委指定学校閉庁日（8/13－8/16、12/29－1/3）
- ・全国大会出場、関東大会出場に向けての練習

平成 29 年 4 月 1 日運用

平成 30 年 4 月 1 日一部修正

平成 30 年 6 月 19 日一部追加

平成 30 年 12 月 18 日改定

- *平成 31 年 1 月～3 月試行期間、平成 31 年 4 月 1 日から運用。

令和 2 年 4 月 1 日一部改定

令和 3 年 4 月 1 日一部修正

令和 5 年 4 月 1 日一部修正

◇顧問（副顧問）の役割と禁止事項

- 1 部活動運営規程に関すること
 - (1) 各顧問は、運営規程の方針と目的に基づいた活動を実践する。
 - (2) 勝利至上に陥ることなく、全人的な成長と個性の伸長を図る。
- 2 生徒に関すること
 - (1) 生徒の安全を最優先する。（部活動指導等におけるマニュアル参照）
 - (2) 生徒の自己実現が図られるように、計画的な部活動経営を工夫する。
（実技・技術指導、生徒理解、生徒指導）
 - (3) 競技ルールの順守と粗暴プレーの禁止を徹底する。
 - (4) 在籍する部員を掌握し、部員の健康管理、事故防止と安全指導を行う。
（登下校を含めて学校管理下の活動である。）
 - (5) 学級担任や他の教職員との連携を図り、生徒の学校生活を支援する。
 - (6) 暴力やいじめのない民主的な部活動運営を行う。
- 3 外部との調整
 - (1) 中体連の大会に係る事務と引率をする。
 - (2) 保護者（協力会）との連携や調整を行い、適切な指導やアドバイスを行う。
 - (3) 中体連事務局（専門部）との連携、調整を行う。
- 4 合理的、効果的、効率的な活動の推進
自己能力を正しく認識し、指導力の向上を目指す。
 - (1) 運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - (2) スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
 - ・生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
 - ・生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
 - (3) 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
 - (4) 運動部活動用指導手引（中央競技団体が作成した指導手引）を活用し指導を行う。
- 5 禁止事項（再掲を含む）
 - (1) 体罰、パワハラ、セクハラ
 - (2) 保護者、協力会、業者等からの接待や金銭、飲食物、ユニフォーム等の提供
 - (3) 生徒や保護者に対する入部の勧誘や強要
 - (4) レンタカー（白ナンバー）の使用と保護者自家用車の乗り合わせ
 - (5) 顧問による生徒の送迎
 - (6) 保護者や高等学校関係者との進路に関する折衝
 - (7) 学校部費以外の現金の取り扱い
 - (8) Web への投稿
- 6 その他
 - (1) 計測機器を活用し、環境・気象状況等の把握をする。
 - (2) 施設、用具等の安全管理を励行する。
 - (3) 部室等の整理・整頓、施錠を行う。
 - (4) 予算の適正な管理と執行を行う。

◇資参考料

- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月）
- ・「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」（平成 30 年 9 月）
- ・「真岡市部活動の在り方に関する方針」（平成 31 年 2 月）
- ・「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ時間について」（平成 29 年 12 月）